

## Q&A

### Q1 犯罪被害者支援とは何ですか？

Ans.

被害者やその家族、遺族が、その受けた被害を回復し又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、被害者等の置かれた状況を理解して被害者等の視点に立った施策を講じることをいいます。

### Q2 なぜ被害者支援が必要なのですか？

Ans.

安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民全ての願いであるとともに国や地方公共団体の重要な責務であり今までも、犯罪等を抑止するためのたゆまぬ努力が重ねられてきました。しかし依然として犯罪等の発生は後を絶たず、それらに巻き込まれた被害者等の権利は今まで必ずしも尊重されてきたとは言えず、現在にあっても十分な支援を受けられずに社会から孤立したり、犯罪等による直接的な被害だけでなく、社会から理解が得られないことによって副次的被害に苦しめられることも少なくありません。誰も犯罪の被害に遭う可能性がある中、国や地方公共団体は、引き続き犯罪等を抑止するとともに被害者等の声に耳を傾け、被害者等を社会全体で支える必要があるのです。

(「犯罪被害者基本法」平成16年法律161号)前文要約)

### Q3 被害者支援は警察の仕事ではないのですか？

Ans.

今までに、主に刑事・民事手続きの過程で、警察や検察、裁判所等の司法機関、弁護士等の司法関係者が被害者等と深く関わってきました。被害者等は、被害に遭ったことをきっかけに日常生活に支障をきたすことが多くありますが、これらの司法機関は、あくまでも司法分野の専門機関であるため、生活面の問題については、被害直後で捜査手続きに追われている被害者等に代わって相談窓口を確認するなど一時的な援助はできても、長期間にわたり被害者等の生活に寄り添っていくことは困難です。今まで被害者等は、基本的には自らの力で、抱える問題の内容に応じて、まずは話に耳を傾けてくれる場所を探し、窓口では自ら被害者であることや被害の内容を繰り返し説明し、適用の可能性のある制度を探すしか方法がありませんでした。司法機関や司法関係者は、今も被害者支援にとって重要な支援機関であることに変わりありませんが決してそこで支援が完結するものではありません。

ご相談は下記まで

久御山町役場(総務課 犯罪被害者等相談窓口)

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

TEL 075-631-9991・0774-45-3922

FAX 075-632-1899

E-mail :somu@town.kumiyama.lg.jp

ご存じですか?!

「犯罪被害者」の  
悩み・法律・サポート  
について



久御山町

# 久御山町では、犯罪被害で悩んでいる人や、 そのご家族のために様々な被害者支援を提供しております。

久御山町では、平成21年4月に犯罪被害者等支援条例を制定しました。誰も自分や家族が、犯罪により被害を受けることになるとは思っていません。しかし犯罪が、突然あなたの身に降りかかる場合もあります。そんな時みなさんは、どうしたらいいのか、どうなっていくのかなどの不安を感じても、誰に相談をしていいのかわからないこともあります。被害者やその家族のみなさんの負担や不安をできるだけ和らげるため、国や京都府などの機関とも協力して、支援をしていきます。

## 1 相談・情報提供など

**対象者** 犯罪被害に遭われた町内に在住、在勤する人などで、警察に被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる人

**内容** 相談員が面接または電話による相談に応じるほか、必要な情報提供などをおこないます。



## 2 見舞金を支給

**対象者** 故意による犯罪行為により、被害を被った人またはその遺族で、次のいずれにも該当する人

- ①犯罪発生時点から引き続き町内に住所を有する人。
- ②日本国内等で発生した犯罪行為により死亡された人の遺族または医師の診断により全治1か月以上の加療を要する被害(以下「傷害」という)を被った人
- ③警察署へ被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる人

**見舞金の種類および額**  
遺族見舞金30万円、障害見舞金10万円

## 3 日常生活の支援

故意による犯罪行為により、介護、家事、保育などが必要になった場合には、ホームヘルパーを派遣します。

**対象者** 次のいずれにも該当する人

- ①犯罪発生時の3か月前から引き続き町内に住所を有している人
- ②日本国内等で発生した犯罪行為により死亡された人または傷害を被った人もしくは犯罪被害者と生計を一にしている同居の家族
- ③警察署へ被害届を出しているなど客観的に被害者であることが確認できる人

**内容** 次のとおりです。

- ①介護に関すること(利用料30分単位で200円)
- ②家事・保育に関すること(利用料30分単位で100円)期間は、いずれも原則として被害発生日から6か月以内です。



## 4 生活資金等の貸し付け

犯罪行為により死亡された人の遺族または傷害を受けた人で、犯罪行為が原因で生活が不安定になった犯罪被害者等に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的に犯罪被害者等資金を貸し付けます。

**対象者** 犯罪が行われた時以前3か月前以上町内に居住をしている犯罪被害者の人で、生活保護世帯に属さない人でいずれにも該当する人。

**貸付額** 1世帯当たり30万円以内

※ただし、過去に貸付けを受けた未償還金がある場合は、その差額の範囲内

**償還期限** 貸付の日から2年以内。ただし、措置期間は4か月以内

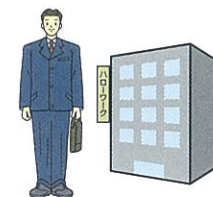
**償還方法** 一時払いまたは分割払い

**その他** 無利子、無担保、保証人不要



## 5 就業の支援

犯罪被害者の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等がおかれている状況を、事業主に理解を求め、京都ジョブパークやハローワーク等関係機関とも連携を図りながらサポートします。



## 6 問い合わせ

**受付日時** 月～金曜日(年末年始・休日を除く)午前9時～午後4時

**場所** 久御山町役場 3階 総務課 TEL 075-631-9991-0774-45-3922  
犯罪被害者等相談窓口 FAX 075-632-1899  
E-mail :somu@town.kumiyama.lg.jp